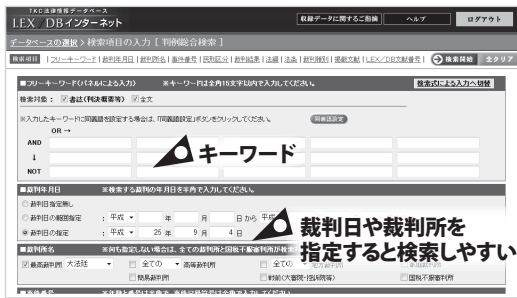


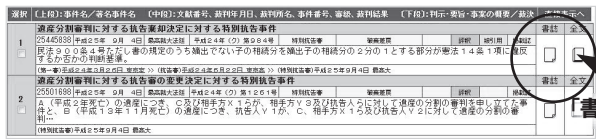
LEX/DB インターネット (判例総合検索)

判例の全文と、裁判の内容、関連する文献・法令情報など、判例に関する情報を検索できるデータベースです。

1. 検索画面



2. 検索結果一覧



「書誌」を選択

3. 書誌画面

判例全文

提供 TKC

【文献番号】 25445838

【文献種別】 決定/最高裁判所大法廷 (特別抗告審)

【裁判年月日】 平成26年(ウ)第984号

【事件番号】 平成24年(ウ)第985号

【事件名】 遺産分割審判に対する抗告審決定に対する特別抗告事件

【審級関係】 第一審 東京家庭裁判所 平成22年(家)第3942号
 第二審 東京高等裁判所 平成24年(ウ)第984号
 第三審 最高裁判所 平成24年(ウ)第985号

【事案の概要】 平成13年7月に死亡したAの遺産につき、Aの嫡出子(その代襲相続人を含む。)である相手方らが、Aの嫡出でない子である原告人と対し、遺産の分割の審判を申し立てた事件で、原審は、民法900条4号

【判示事項】 【TKC税務研究所】
 1. 民法900条4号ただし書の規定のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分が憲法14条1項に違反するかどうかの判断基準。(要旨文献番号: 60058742)

【要旨】 【TKC】
 1. 昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間に、我が国において、家族といふ概念の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであり、法律婚という制度自体は我が国に定

【裁判結果】 破棄差戻

【上訴等】 差戻し

【裁判官】 竹崎博允 櫻井龍子 竹内行夫 金築誠志 千葉勝美 横田尤孝

【少数意見等】 金築誠志 (補足意見) 千葉勝美 (補足意見) 岡部喜代子 (補足意見)

【掲載文献】 裁判所ウェブサイト
 官報号外第206号6頁

【参照法令】 日本国憲法14条
 日本国憲法81条
 民法900条

【評釈等所在情報】 【日本評論社】
 鎌川龍正・法学教室397号102頁
 婚外子法廷相続分最高裁違憲決定を読む(起案講義憲法7)
 金融・商事判例1425号18頁
 (1) 民法900条4号ただし書前段の規定は、運くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた。(2) 本決定の違憲判断は、平成13年7月当時から本決定までの間に開始し、嫡出でない子の法定相続分を定める民法900条4号但書の合憲性(最新判例研究室/憲法)
 伊藤正晴・ジュリスト146号88頁
 (1) 民法900条4号ただし書前段の規定と憲法14条1項、
 (2) 民法900条4号ただし書前段の規定と違憲とする最高裁判所の判断が他の相続における上記規定を前提とした法律関係に及ぼす影響(判例時報)
 判例時報2197号10頁
 (1) 民法900条4号ただし書前段の規定と憲法14条1項、
 (2) 民法900条4号ただし書前段の規定と違憲とする最高裁判所の判断が他の相続における上記規定を前提とした法律関係に及ぼす影響(判例時報)

【引用判例】 (当判例が引用している判例等)
 最高裁判所大法廷 昭和37年(オ)第1472号
 昭和39年 5月27日
 ……

【被引用判例】 (当判例が引用している判例等)
 最高裁判所大法廷 平成26年(ウ)第132号
 平成26年 9月18日

裁判所、裁判日、事件番号

裁判を特定する情報で、判例を引用する場合には、記載しておく必要があります。

第一審、控訴審、上告審への相互リンク

事案の概要

争点が簡潔に記載されています。

関係する法令

クリックすると条文を確認できます。

判例に関する解説や評釈が掲載された文献の情報

著者名、掲載雑誌名、巻号、論題がのっています。

甲南大学図書館に所蔵されているかは、『蔵書検索システム』で検索。

ここがポイント!



評釈は雑誌に載っていることが多いから、学術雑誌の探し方を参考にしてね。

二六法全書

法律の条文は、電子政府の総合窓口「e-Gov」や、データベース「DL-Law.com」やアプリもありますが、紙媒体では、2階雑誌コーナーに『現行法規総覧』(棚一面の黒いファイル)があります。

膨大な量の法律から、重要な法令を抜き出したものが『六法全書』で、2階参考図書コーナーにあります。さらに学習用に重要な法令だけを抽出したものが『ポケット六法』や『デイリー六法』です。学習用の六法は、図書館にはありません。

法律は改正されるので、『現行法令』は度々差し替え作業が行われ、六法も毎年新しい版が出版されます。きちんと学習するためには新しい版が必要です。

法令関係の資料には、他にも法律の条文ごとに解説が付けられている逐条解説書(コンメンタール)や、分野別の六法、条約集などがあります。

二判例(はんれい)

「判例」とは、狭義には最高裁判所の法律判断のうち、先例として拘束力があるものですが、広義には、全ての裁判所の裁判例のことを言います。ここでは後者をご案内します。

判例は、判例集や裁判所のホームページ、判例データベースで読むことができます。中でもデータベース

法情報の入手方法

●文献

法学に関する本、雑誌など

○本

概説書・入門書、体系書、研究書
→1階・2階書架、書庫

○□法律用語辞典

→2階参考図書コーナー、『JapanKnowledge』

○法学雑誌

『法学教室』、『法学セミナー』、『ジュリスト』、
『法律時報』など
→2階雑誌コーナー、雑誌館

○□学会誌・紀要

→雑誌館、電子ジャーナル

●法令

法律と命令(条例・規則を含む)

□インターネット版『官報』

直近30日→官報HP
それ以前→2階ヘルプデスク

○『法令全書』

→雑誌館

○『六法全書』

→2階参考図書コーナー

○『現行法規総覧』

→2階雑誌コーナー

□現行法令データベース

『e-Gov(法令検索)』(総務省)
『D1-Law.com』(第一法規)＊
『Super 法令Web』(TKC)＊
『日本法令索引』(国立国会図書館)

○逐条解説(コンメンタール)

『基本法コンメンタール』(別冊法学セミナー)
→2階雑誌コーナー、雑誌館
その他のコンメンタール
→1階開架一般、書庫

□『国会会議録検索システム』(国立国会図書館)

●判例

過去の裁判における裁判例

□判例データベース

『LEX/DBインターネット』(TKC)＊

○判例集

『最高裁判所判例集(民事・刑事)』
→2階雑誌コーナー、雑誌館

□オンライン判例集

『裁判例情報』(裁判所)
『公的判例集データベース』(TKC)＊

○判例雑誌

『判例時報』『判例タイムズ』
→2階雑誌コーナー、雑誌館

○□判例解説・判例評釈

『判例百選(別冊ジュリスト)』
『重要判例解説(ジュリスト臨時増刊)』
→2階雑誌コーナー、雑誌館
その他の学術雑誌
→雑誌館、電子ジャーナル

○・・・冊子体

□・・・オンライン ＊・・・学内限定

官報

官報は、法律や政令などの公文や告知を国民に周知するために発行される国の機関紙です。法令の公布は官報をもって行われるため、最も早く、かつ最も基本的な情報源です。



<オンライン>

●インターネット版官報

<https://kanpou.npb.go.jp/index.html>

直近30日分は無料で閲覧可

●官報情報検索サービス

日付やキーワードで官報を検索できます。

⇒2階ヘルプデスクで利用受付

法律文献(雑誌)の「略称」

法律文献は、引用されるときには頻繁に略称が用いられます。ですが、略称では蔵書検索システムは検索できません。以下は代表的な雑誌の略称です。文献が見つからないときはヘルプデスクにご相談ください。

ジュリ	ジュリスト
商事	旬刊商事法務
曹時	法曹時報
訴月	訴訟月報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
ひろば	法律のひろば
法教	法学教室
法セ	法学セミナー
法時	法律時報
民商	民商法雑誌
リマークス	私法判例リマークス(法律時報別冊)
論ジュリ	論究ジュリスト
甲法	甲南法学
甲南ロー	甲南法務研究
<公的判例集>	
民集	最高裁判所民事判例集
刑集	最高裁判所刑事判例集

※法律時報 Vol.90 No.13「文献略語表」より

は数多くの判例を収録していますが、全てが収録されるわけではありません。法律判断の重要性によって選択されているため、有名な事件でも収録されないこともあります。判例集は多くが雑誌として発行されます。最も基本的な判例集は、最高裁判所の判例集で、民事(民集)と刑事(刑集)があります。最高裁判例だけでなく、下級審の判例も合わせて掲載されています。重要な法律判断がされた判例は、多くの雑誌に評釈や解説が掲載されます。特に、各分野の重要な判例を集めた『〇〇判例百選』がよく使われます。『判例百選』は、雑誌コーナーや雑誌館、サイバーライブラリにあります。判例は、人が生活する上で起きた問題に、真剣に取り組んだ軌跡です。楽しくはないかもしれませんが、しっかりと読んでみてください。